

区市町村教育委員会学校職員人事担当部長
都立学校長
多摩教育事務所長
教育庁出張所長
学校経営支援センター所長

殿

東京都教育庁人事部長
浅野直樹
(公印省略)

都立学校等に勤務する時間講師の勤務時間の振替及び自宅勤務に関する運用について（通知）

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和49年東京都教育委員会規則第24号）第17条及び第17条の2に規定する時間講師の勤務時間の振替等に関する運用について、下記のとおり定めましたので通知します。

記

1 第17条関係（休日）

第17条第3項に規定のとおり、時間講師の「勤務時間が割り振られている日が休日に当たるときは、あらかじめ任用期間の範囲内で勤務時間の振替えをする」としており、振替後は、原則として当該時間講師には勤務する学校（以下「勤務校」という。）で授業の実施に付随する業務等に従事させる。

勤務時間の振替を行う際には、事前に「時間講師の勤務時間の振替等命令簿」（別記様式第1号）により処理すること。

2 第17条の2関係（勤務時間の振替え）

第17条の2に規定する「教育委員会が特に必要と認める場合」は、以下のとおりとする。

なお、勤務時間の振替に当たっては、時間講師が、複数の学校を兼務している場合があること、他の職業を有している場合があることなど、その職の特性等を踏まえて、学校と時間講師の間で振替先の日時の設定について事前に十分に調整を行い、適切な実施を図ること。

(1) 学校行事や時間割の変更により授業が実施できない場合

学校行事や時間割の変更により、時間講師が元々割り振られた勤務時間に授業を行うことができない場合には、次のアからウまでにより勤務させる。

ア 当該時間講師の任用期間の範囲内で、勤務時間を振り替えた上で授業を行わせる。

イ アが行えない場合には、当該時間講師に元々割り振られた勤務時間に、勤務校で授業の実施に付随する業務に従事させる（振替は行わない。）。

ウ ア及びイのいずれも行えない場合には、当該時間講師の任用期間の範囲内で、勤務時間を振り替えた上で、勤務校で授業の実施に付随する業務に従事させる。

(2) 長期休業期間中に割り振られた勤務時間について必要な場合

長期休業期間中に任用されている時間講師は、長期休業期間中も学期中と同様に勤務時間が割り振ら

れており、原則として、元々割り振られた勤務時間に時間講師を出勤させ、勤務校で授業の実施に付随する業務に従事させるが、長期休業期間中に割り振られた勤務時間を、当該時間講師の任用期間の範囲内で振り替えた上で、勤務校で授業の実施に付随する業務に従事させることもできる。

3 時間講師の自宅勤務について

時間講師は、割り振られた勤務時間（振替後の勤務時間を含む。）中は、勤務校に出勤し職務に専念する義務がある。

しかし、非常勤の職であること、複数の学校の時間講師を兼務する場合があること、他の職業を有する場合があることなど、時間講師の職の特性等を踏まえて、以下のとおり例外的に自宅での勤務を認めることとする。

(1) 自宅勤務を認めることができる場合

各時間講師は、任用開始後速やかに、勤務校の年間行事予定表等をもとに、自らの年間勤務予定を計画・作成し、所属長の承認を得るものとする。

各時間講師が作成する年間勤務予定は任意の様式によるが、参考までに参考様式1を示す。

年間勤務予定を計画する際、勤務時間の振替先もあらかじめ設定するが、以下の場合に限り、所属長は時間講師の「自宅勤務」を認め、授業の実施に付随する業務に従事させることができる。

振替が発生する事由		例外的に自宅勤務を認めることができる場合の要件
ア	休日に割り振られた勤務時間について必要がある場合	<p>①休日に割り振られた元々の勤務時間に、勤務校の都合により、勤務校で業務ができない場合で、かつ、②時間講師が、休日に割り振られた勤務時間を他の日に振り替えることができない場合に限り、当該休日に割り振られた勤務時間中に自宅勤務を認めることができる。</p> <p>なお、休日はあらかじめ定まっていることから、時間講師は任用開始時に最も優先してその振替先を設定することができるため、休日については勤務時間の振替により対応することが原則である。また、休日の勤務時間にも、例外的に時間講師を勤務させることは制度上、可能である。</p>
イ	学期中に割り振られた勤務時間に学校行事や時間割変更により授業が実施できない場合について必要がある場合	<p>①元々割り振られた勤務時間に、勤務校の都合により、勤務校で業務ができない場合で、かつ、②時間講師が、当該勤務時間を他の日に振り替えることができない場合に限り、当該勤務時間に自宅勤務を認めることができる。</p> <p>なお、勤務校の年間行事予定表等により、あらかじめ学校行事や特別時間割は把握することができるので、時間講師は事前に振替先を設定することができるため、この場合においても勤務時間の振替により対応することが原則である。</p>
ウ	長期休業期間中に割り振られた勤務時間について必要がある場合	<p>①元々割り振られた勤務時間に、勤務校の都合により、勤務校で業務ができない場合で、かつ、②時間講師が、当該勤務時間を他の日に振り替えることができない場合に限り、長期休業期間中の勤務時間に自宅勤務を認めることができる。</p> <p>なお、授業が実施されないとはいえ、長期休業期間中であっても元々割り振られた勤務時間のため、出勤すれば付随業務を行うことは可能である。また、任用期間中に他の日に長期休業期間中の勤務時間を振り替えることも可能である。したがって、この場合においては出勤又は勤務時間の振替により対応することが原則である。</p>

(2) 自宅勤務を認めることができる場合の事例（上記(1)の表中アからウまで）

ア 勤務校の都合により、勤務校で業務ができない場合の事例

- ・ 休日のため学校が閉庁していて、勤務校に入ることができない場合
- ・ 学校行事や入学者選抜の対応等のため、職員室等に入室することができない場合
- ・ 長期休業期間中等に設定される学校閉庁日により、勤務校に入ることができない場合

イ 時間講師が、元々割り振られた勤務時間を他の日に振り替えることができない場合の事例

- ・ 元々勤務時間が割り振られた曜日や時間以外は、別の学校に勤務をしている、または、別の職業に従事しているため、勤務時間を振り替えることができない場合
- ・ 元々勤務時間が割り振られた曜日や時間以外は、育児、介護等を行っているため、勤務時間を振り替えることができない場合
- ・ 元々勤務時間が割り振られた曜日は1日8コマ埋まっている、または、他の曜日に振り替えようとしても1日8コマの制限があるため、勤務時間を振り替えることができない場合

4 自宅勤務の運用について

(1) サービスの取扱い

サービスの取扱いは自宅への「出張」とし、時間講師は事前に旅行命令簿を作成し、所属長に申請の上、承認を得ること。旅行命令簿の記入方法等は、別添Q&Aを参考にすること。

(2) 自宅勤務中の業務

時間講師は、授業の実施に付随する業務に従事する。

(3) 自宅勤務の申請

時間講師は、原則として、自宅勤務を行う日の前日までに、所属長に別記様式第2号により自宅勤務の申請を行い、承認を得ること。

なお、自宅勤務については例外的に所属長が認めるものであり、自宅勤務を行う必要がある場合には、各時間講師が年間勤務予定を計画・作成する際など、事前に所属長と時間講師との間で十分に調整等を行うこと。

(4) 自宅勤務の開始及び終了の連絡

時間講師は、自宅勤務の開始及び終了の連絡を、電話又はメールにより必ず所属長等に行う。具体的な連絡方法については、所属長からの指示によること。

(5) 自宅勤務中における注意事項

自宅勤務中、時間講師は勤務校からの連絡に対応できるような態勢をとっておく必要がある。

なお、時間講師が自宅勤務を行う時間は勤務時間中に当たることから、地方公務員法に基づく職務専念義務が課せられている。自宅勤務を承認する際、所属長は十分にその点を指導すること。

(6) 報告

時間講師は、自宅勤務終了後、原則として、翌出勤日までに別記様式第2号の様式により所属長に報告するとともに、必要に応じ、当該勤務の実績が確認できる資料等を提示する。

所属長は、時間講師の報告を受けて、その内容を確認するとともに、必要に応じて時間講師に対して追加の資料等の提示を求めることができる。

(7) その他

自宅勤務時の経費（自宅の光熱水費、執務場所の環境整備に要する費用、インターネット回線を利用する場合の整備費用及びその通信料、時間講師個人の電話を利用した場合の利用料金等）は、自宅勤務を行う時間講師の負担とする。

5 適用日

この通知は、令和2年4月1日から適用する。

〈 担当 〉

東京都教育庁 人事部勤労課 調査担当
電話：03-5320-6802